

平成 29 年 6 月 29 日

一般社団法人 中 部さい帯血バンク  
認定 NPO 法人 兵 庫さい帯血バンク  
日本赤十字社 北 海 道さい帯血バンク  
日本赤十字社 関東甲信越さい帯血バンク  
日本赤十字社 近 畿さい帯血バンク  
日本赤十字社 九 州さい帯血バンク

### 臍帯血供給事業者（臍帯血バンク）が提供する臍帯血について

この度、第一種再生医療等提供計画を提出せず第一種再生医療等を提供していた医療機関が、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に基づき当該再生医療等の提供の一時停止命令を受けたとの報道がありました。

「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」により許可を受けた臍帯血供給事業者（臍帯血バンク）は、法律に基づき移植に必要な臍帯血等の提供を行っており、報道された医療機関への臍帯血の提供は行なっておりません。

臍帯血供給事業者（臍帯血バンク）は、今後とも国の定める法令等を遵守し適正な事業運営を行ってまいります。